

# 朝日町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年8月5日(火)午後4時00分～午後4時50分

2 開催場所 朝日町役場 2階第3会議室

3 本委員会に出席した委員(21名)

農業委員		推進委員	
1番	大森 憲一	1番	水島 忠彦
2番	山岡 知博	3番	長井 浩信
3番	弓野 良子	4番	中島 優一
4番	青木 清美	6番	数家 善継
5番	水島 英樹	7番	田中 耕一
6番	大濱 秀弥	8番	坂藤 正敏
7番	折谷 秀幸	10番	坂口 洋紀
8番	荒尾 和彦		
9番	高嶋 香織		
10番	清水 智也		
11番	中野 義博		
12番	清水 正雄		
13番	大森 裕一		
14番	石原 孝之		

4 本委員会に欠席した委員(3名)

農業委員		推進委員	
		2番	青嶋 直通
		5番	寺崎 裕子
		9番	河端 浩明

5 説明者 農業委員会 事務局長 平坂 昌美  
事務局長代理 坂口 寛  
事務局員 永口 拓樹

6 本委員会に付議された議案等の件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
- (2) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件
- (3) 議案第3号 非農地通知申出の件
- (4) 協議事項(1) 農地パトロール(利用状況調査)について
- (5) その他

7 会議の内容

事務局 本日は、お忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。  
ただ今から、8月の農業委員会定例会を開会いたします。

それでは、はじめに、荒尾会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (あいさつ)

会 長 それでは、これより、8月の農業委員会会議を開催いたします。  
はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第19条第2項の規定により13番 大森 裕一 委員、14番 石原  
孝之 委員を指名します。

それでは、これより、議案に移ります。

会 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程いたします。  
事務局より説明願います。

事 務 局 皆様、お疲れ様です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」について、ご説明いたします。

議案書は、1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件」、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見を求めます。

令和7年8月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾和彦

今回の申請の概要ですが、許可申請件数は4件で、申請面積は3,870.00㎡です。

続いて、各申請についてご説明いたします。

1番 譲受人は朝日町沼保〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

1番 譲渡人は朝日町荒川〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町沼保〇〇〇番外2筆、地目は田2筆、畑1筆、合計3筆、  
593.00㎡です。

権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

荒尾和彦委員、折谷秀幸委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、泊地区、沼保地内、譲受人の自宅から約200m圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、申請地は譲受人が管理・耕作しており、今後も適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、管理・耕作してきていることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思

議案書は、1ページをご覧ください。

2番 譲受人は朝日町境〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

2番 譲渡人は富山市金山新東〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町境西地〇〇〇〇番〇、地目は田、1筆、合計200.00㎡です。  
権利の設定としては、「譲渡人の要望による」となります。

水島英樹委員、大濱秀弥委員より、意見書をいただいております。

2ページをご覧ください。

申請地は、境地内、譲受人の自宅の北東に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在、譲受人は同集  
落内で耕作しており、申請地についても、現在耕作している農地の隣接地であること  
から適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、耕作してきていることか  
ら、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしているものと思いま。

議案書は、1ページをご覧ください。

3番 譲受人は朝日町山王〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇  
〇 〇〇さんです。

3番 譲渡人は朝日町山王〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町山王〇〇番〇、地目は田、1筆、合計2,896.00㎡です。  
権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

中野義博委員、山岡知博委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、山崎地区、山王地内、譲受人の事務所から約350m圏内の距離に位置  
しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在、譲受人は同集  
落内で耕作しており、申請地についても適正に管理・耕作されるものと思われま。

農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、耕作してきていることか  
ら、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま。

また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

なお、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たして  
いることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書等  
により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満  
たしていることを確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満  
たしているものと思いま。

議案書は、1ページをご覧ください。

4番 譲受人は朝日町桜町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇  
〇〇 〇〇さんです。

4番 譲渡人は千葉県千葉市緑区高田町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請農地は朝日町桜町稲泉西〇〇〇番、地目は田、1筆、合計181.00㎡です。  
権利の設定としては、「双方の要望による」となります。

高嶋香織委員、山岡知博委員より、意見書をいただいております。

3ページをご覧ください。

申請地は、五箇庄地区、桜町地内、譲受人の事務所から約200m圏内の距離に位置しております。

次に、許可基準についてですが、全部効率利用要件としては、現在、譲受人は同集落内で耕作しており、申請地についても適正に管理・耕作されるものと思われま

す。農作業従事要件については、議案書に記載のとおり、農業従事者がおります。

地域調和要件については、譲受人は同集落内で問題なく、耕作してきていることから、周辺の農地等の農業上の利用や確保に影響は及ぼさないものと思われま

す。また、農地法の改正による追加要件につきましても、確認しております。

なお、譲受人が法人である場合には、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることが要件の一つとしてありますが、本議案の譲受人については、許可申請書等により、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件の全ての要件の基準を満たしていることを確認しております。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと思います。

議案第1号は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、審議したいと思います。  
まず、私が意見書を提出しておりますので、意見を述べさせていただきます。

会 長 申請地は、道路・隣接地境界はコンクリート擁壁が施されており、隣地には被害がないものである。なお、申請地に挟まれた圃場は、譲受人の所有地であり、隣接の申請地と共に狭小であったため、20年以上前から1枚の圃場として耕作してきていると伺っている。譲受人にあっては、30年以上の農作業経験があり、所有権移転後も適正に管理・耕作されるものと思われま

会 長 続きまして、折谷秀幸委員いかがでしょうか。

折谷委員 荒尾会長、事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の1番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の1番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、審議したいと思います。

水島英樹委員から意見をお願いいたします。

水島委員 事務局から説明のあったとおりであります。

会 長 続きまして、大濱秀弥委員いかがでしょうか。

大濱委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の2番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の2番の議案につきまして申請どおり許可

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、審議したいと思います。

中野義博委員から意見をお願いいたします。

中野委員 事務局から説明のあったとおりであります。

会 長 続きまして、山岡知博委員いかがでしょうか。

山岡委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の3番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の3番の議案につきまして申請どおり許可

会 長 議案第1号の4番の議案につきまして、審議したいと思います。

高嶋香織委員から意見をお願いいたします。

高嶋委員 事務局から説明のあったとおりであります。

会 長 続きまして、山岡知博委員いかがでしょうか。

山岡委員 事務局から説明のあったとおりであり、問題はないものと思われま

会 長 議案第1号の4番の議案につきまして、皆様の方からご意見及びご異議はありませ

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、議案第1号の4番の議案につきまして申請どおり許可いたします。

会 長 議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、4ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件」、次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、朝日町農用地利用集積等促進計画案の提出がありましたので、その意見を求めます。

それでは議案の説明に移りたいと思います。

初めに農地中間管理事業に係る促進計画の集積についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は32件となり、

田：69筆：97,580.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の集積についての利用権設定状況の内訳です。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,875.00㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、4件、16,153.00㎡、うち再設定を含む申請が、1件、9,177.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、27件、78,552.00㎡、うち再設定を含む申請が、7件、26,708.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各32件、97,580.00㎡のうち借り手はすべて公社であります。

町外の貸し手は、11件、25,673.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

続けて農地中間管理事業に係る促進計画の配分についてですが、12ページをご覧ください。

今回の概要といたしましては、申請件数は75件となり、

田：75筆：102,331.00㎡、畑：0筆：0.00㎡となります。

続きまして、13ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理事業に係る促進計画の配分についての利用権設定状況の内訳となります。

3年未満の借り手及び貸し手が、1件、430.00㎡、全て再設定となっております。

3年以上6年未満の借り手及び貸し手が、1件、2,875.00㎡、全て再設定となっております。

6年以上10年未満の借り手及び貸し手が、4件、16,153.00㎡、うち再設定を含む申請が、1件、9,177.00㎡となっております。

10年以上の借り手及び貸し手が、31件、82,873.00㎡、うち再設定を含む申請が、11件、31,029.00㎡となっております。

続いて、ページ右手の地区別利用権設定状況をご覧ください。

借り手、貸し手 計各37件、102,331.00㎡のうち借り手はすべて公社であります。

町外の貸し手は、8件、25,277.00㎡となり、残りの町内各地区分は、表のとおりとなっております。

なお、今回の申請の中には、耕作者変更に係る申請として再配分が5件含まれております。

議案第2号については、以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明のありました議案第2号の議案につきまして、審議したいと思えます。議案第2号について、ご意見及びご異議はありませんか。

（全員「異議なし」の発言有り）

会 長 　異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、当委員会からの意見はないものとし、富山県農林水産公社理事長へ提出します。

会 長 　次に、議案第3号「非農地通知申出の件」を上程いたします。事務局から説明願います。

事 務 局 　12ページをご覧ください。

議案第3号「非農地通知申出の件」、次のとおり非農地通知の申出がありましたので意見を求めます。

令和7年8月5日提出 朝日町農業委員会 会長 荒尾 和彦

議案第3号の1番です。

申請人は、富山市西公文名町〇番地〇〇、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、宮崎字松田〇〇〇〇番外5筆、地目は田で、704㎡、現況は原野です。

13ページをご覧ください。

申請地は字で2か所あります。

1か所目は国道8号城山トンネル宮崎側出口から約450m東に進んだ南側の土地です。

国道沿いの一部では畑を耕作されている方も多いのですが、その畑の南方向は耕作放棄されてから長い田となっており、既に原野化しております。

水路を隔てて、農業機械の進入路もなく農地に復元することは困難であると判断し

ております。

2か所目は林道上木谷線起点から250m南に進んだ東側の土地です。

1か所目と同様に耕作放棄されてから長い田で既に原野化しております。

農業機械の進入路もなく、周囲には有害鳥獣の耐雪型侵入防止柵が設置されており、獣類の出没等により安全に耕作を行うことが難しく、農地に復元したとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

続いて議案第3号の2番です。

申請人は、朝日町笹川〇〇〇番地、〇〇 〇〇さんです。

申請地は、笹川字巖ノ下〇番〇、地目は田で、601㎡、現況は山林です。

13ページの右側をご覧ください。

申請地は、林道烏帽子山線沿いで烏帽子山線の起点（笹川）から直線で約1.7km道のりにして約3km地点にあります。

昭和40年代に植林したこと、また、近傍に水源も確認できず耕作できる環境にならないことから農地に復元してとしても継続して利用することは困難であると判断しております。

農業委員会から非農地の通知を発行した後、1番は地目を原野に、2番は山林に変更されるものであります。

農業委員会として非農地として判断し、非農地通知の発行は可能と考えます。

以上、非農地通知の申出の件として、2件 田7筆 1,305㎡となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 ただ今、説明ありました議案第3号の議案につきまして、審議したいと思えます。ご意見及びご異議はありませんか。

(全員「異議なし」の発言有り)

会 長 異議なしとのことですので、ただ今の案件につきましては、申請どおり決定し、非農地として申請者に報告するとともに、農地台帳から削除することといたします。

会 長 次に、協議事項(1)として、「農地パトロール（利用状況調査）について」を上程いたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 「農地パトロール（利用状況調査）について」、資料に基づき説明

会 長 ただ今、説明のあったことにつきまして、ご意見等はありませんか。

(意見等なし)

会 長 予定しました議案等につきましては、以上で終了いたしました。  
続いて、その他に移ります。  
事務局から何かありませんか。

事 務 局 次回開催日について…9月3日（水）16：00～

会 長 そのほか意見はありますか。

（意見なし）

会 長 それでは、特に意見もないようですので、以上を持ちまして8月の農業委員会定例会を閉会いたします。  
皆様、お疲れ様でした。

・午後4時50分に閉会する。

この会議録は、内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

朝日町農業委員会議長 荒尾 和彦

会議録署名委員

会議録署名委員